

第 6 8 号 議 案

亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年亀岡市条例第 5 0 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 3 月 7 日 提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例

亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年亀岡市条例第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

第 3 2 条を第 3 3 条とし、第 3 1 条の次に次の 1 条を加える。

（最低賃金額を下回る会計年度任用職員の給料額及び報酬額）

第 3 2 条 第 1 6 条第 1 項及び第 2 6 条第 1 項の規定により算出した額が最低賃金法（昭和 3 4 年法律第 1 3 7 号）第 3 条に規定する最低賃金額を下回る場合は、勤務 1 時間当たりの額が同法に規定する地域別最低賃金において定める最低賃金額となる額を給料額及び報酬額とする。

別表第 1 に備考として次のように加える。

備考 勤務条件を考慮し、市長が規則で定める職にある者の給料月額は、この表の額に 4, 0 0 0 円をそれぞれ加算した額とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、令和4年2月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合には、改正前の亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 新型コロナウイルス感染症及び少子高齢化への対応が重なる保育所等に勤務する者の処遇改善のため、給料月額に加算に関する規定を設けること。
- 2 その他所要の規定整備を図ること。
- 3 この条例は、公布の日から施行すること。ただし、1の改正については、令和4年2月1日から適用すること。